

発生医学研究所の研究倫理教育受講方針について

発生医学研究所の研究倫理教育受講方針を以下のとおり定める。

○研究倫理教材

一般財団法人公正研究推進協会（APRIN、旧 CITI Japan）が提供する研究倫理教育 e ラーニング APRIN（以下「eAPRIN」という。）（<https://edu.aprin.or.jp>）又は日本学術振興会が提供する、研究倫理 e ラーニングコース e-Learning Course on Research Ethics（以下「eL CoRE」という。）を受講する。

○受講対象者

発生医学研究所に所属する教職員（雇用関係にない者は除く）。

※ ただし、共同研究契約等により企業から派遣される研究員等、発生医学研究所と雇用関係がない者で、かつ受講を希望する者は、発生医学研究所の研究倫理教育を受講することができる。なお、本学の大学院生・学部生は、所属大学院・学部が定める研究倫理教育を受講するものとする。

○研究倫理教育の有効期間

「熊本大学における研究倫理教育の実施要領」（令和 6 年 8 月 26 日公正研究推進会議議長制定）の「第 6 受講時期」に基づき、修了日から 3 年間とする。受講者は有効期間満了日の属する年度に、発生医学研究所が定める更新コースを受講し、有効期間を更新するものとする。

○受講コース

(1) 採用者

1) 教員、研究員（ポストドクター）及び技術職員：eAPRIN「医学研究者標準コース（15 単元）」

※ ただし、このコースに相当する内容の研究倫理教育を過去 3 年度以内に修了していると発生医学研究所長が認める場合は、発生医学研究所において当該修了年度に研究倫理教育を修了したものとみなす。

2) 事務補佐員：「eL CoRE」

受講者自身で日本学術振興会が提供する、研究倫理 e ラーニングコース「eL CoRE」にアカウント登録し、受講するものとする。

※ 技術補佐員等、「熊本大学における研究倫理教育の実施要領」第 3 に定める受講義務者のうち、上記以外の職名の職員等については、当該職員等が所属する分野長が研究倫理教育教材（「eAPRIN」又は「eL CoRE」のどちらを受講するか）を判断するものとする。なお、分野長が合理的な理由により分野に所属する職員等を受講対象外とする場合は、発生医学研究所長の承認を得るものとする。

(2) 更新者

1) 教員、研究員（ポストドクター）及び技術職員等

予め設定された「再履修コース（必修）」を受講するものとする。また、必要に応じて「オプションコース」を受講することができる。更新が必要な者は生命科学系事務部生命科学先端研究事務課センター事務チーム総務担当（以下「センター事務チーム」という。）に、メール（iys-senter@jimu.kumamoto-u.ac.jp）により申し出るものとする。

※ 受講管理上、「再履修コース」及び「オプションコース」は、年度毎にセンター事務チームが作成する。「再履修コース」及び「オプションコース」の内容については、およそ 3 年間に 1 回を目処に「研究倫理教育 WG」において、受講単元の更新を検討するものとする。

2) 事務補佐員等（技術補佐員等で「eL CoRE」を受講している者を含む）

更新が必要な者自身で日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコース「eL CoRE」にアカウント登録し、受講するものとする。

○受講管理

- ・ 毎年度 1 回、4 月に、センター事務チームから発生医学研究所の各分野長に対してメールにより、研究倫理教育更新受講に関する案内を行うとともに、各分野構成員の「受講状況リスト」を併せて送付する。
- ・ 各分野長は必要に応じて、分野構成員に受講させた上、「受講状況リスト」を更新して、7 月末までに、センター事務チームに提出する。
- ・ 年度の途中で新規採用及び退職等の異動により、転入者・転出者がある場合は、その都度「受講状況リスト」を更新し、センター事務チームに提出するものとする。
- ・ センター事務チームは各分野の「受講状況リスト」を取りまとめ、当該年度中に、発生医学研究所長、副所長及び「研究倫理教育 WG」に受講状況を報告する。
- ・ 研究者番号を取得している受講対象者の修了証は、センター事務チームにおいて保管する。ただし、発生医学研究所と雇用関係がない者については受講管理を行わない。

○その他

発生医学研究所の研究倫理教育に関して疑義が生じた場合は、発生医学研究所長、発生医学研究所副所長及び研究倫理教育 WG において協議する。

○この方針は、2025 年 4 月 1 日から実施する。